

低公害車導入促進助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 この要綱は、(社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)が行う、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するための、低公害車導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であつて、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車及び電気自動車並びに新長期規制適合車(ポスト新長期適合車)をいう。
- (2)「事業者」とは、佐ト協の会員であつて、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(助成の対象事業)

第3条 佐ト協は、事業者が低公害車を導入する場合、その費用の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付する

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表に示すとおりとし、1事業者につき3台を限度とする。ただし、天然ガス自動車にあつては1事業者につき1台を限度とする。
また、国土交通省・地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えられることができる。

- 2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、原則当該年度の2月末日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く)。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、低公害車導入事業が完了したときは、当該年度内に、リースによる導入のときは様式3の(1)により、低公害車導入促進助成事業実績報告書を、購入による導入のときは様式3の(2)により、低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を佐ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 佐ト協は、前条の低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があつたときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実績結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め

たときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

ただし、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

(申請の変更・取下げ)

第8条 交付決定後、申請内容を変更するときは、事業者は、佐ト協へ報告しなければならない。

- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難になったときは、事業者は、速やかに佐ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第9条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

- 2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。

- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第10条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃業、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

(附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日より適用する。

別表

平成 23 年度 低公害車導入促進助成金交付額一覧表

1. 天然ガス自動車（新車）

全ト協：価格差の 1/6 (単位：円)

最大積載量	価格差	国		全ト協	佐ト協	計
2 トンクラス	900,000	1	300,000	150,000	A 300,000 B 240,000	A 750,000 B 690,000
		2	450,000		150,000	A 300,000 B 240,000
4 トンクラス	3,175,000	1	1,058,000	530,000	A 1,058,000 B 846,000	A 2,646,000 B 2,434,000
		2	1,587,000		530,000	A 1,058,000 B 846,000

2. ハイブリッド自動車

全ト協：価格差の 1/8 (単位：円)

最大積載量	価格差	国		全ト協	佐ト協	計
2 トンクラス	835,000	1	278,000	105,000	A 244,000 B 195,000	A 627,000 B 578,000
		2	417,000		105,000	A 244,000 B 195,000
4 トンクラス	2,697,000	1	899,000	338,000	A 686,000 B 548,000	A 1,923,000 B 1,785,000
		2	1,348,000		338,000	A 686,000 B 548,000

3. 天然ガス自動車（使用過程車改造）

定額助成 (単位：円)

最大積載量	価格差	国	全ト協	佐ト協	計
2 トンクラス	900,000	300,000	100,000	A 200,000 B 160,000	A 600,000 B 560,000
4 トンクラス	3,175,000	1,058,000	100,000	A 200,000 B 160,000	A 1,358,000 B 1,318,000

4. 新長期規制適合車(ポスト新長期規制適合車)
(リース、買取り)

(単位：円)

最大積載量	佐ト協
4 トン未満	A 65,000
	B 52,000
4ト以上8ト未満	A 95,000
	B 76,000
8 トン以上	A 150,000
	B 120,000

※ 天然ガス自動車及びハイブリッド自動車について、国土交通省は助成額に差を設ける
1：2,000 両以上 2：2,000 両未満

※ 佐ト協は車両数規模により、助成額に差を設ける
A：50 両以下 B：51 両以上

※ $B=A \times 80 / 100$
但し、価格差を超えない額とする
(100 円以下切捨て)

◎ 国の助成については、最低導入台数は単年度で3台以上購入の場合が対象ですが、中小事業者(資本金3億円以下、又は、従業員300人以下の事業者)については、次のいずれかに適合していることを条件に、1台からの申請も可能となります。

- ① グリーン経営認証登録済み事業者
- ② 安全性優良事業 (G マーク) 認定事業者
- ③ ISO9001 又は、ISO14001 認証事業者